

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
1	要求水準書	5頁	入退室管理アプリ等のICTツールを用いて・・・とありますが、現状の教室では活用されていると考えてよろしいでしょうか。活用しているのであれば、アプリ等の名前をお教えてください。	公設公営のクラブにおいては、現在未導入です。
2	要求水準書	5頁	現在のおやつ代の徴収方法をお教えてください。 また、現状、長期休暇中の昼食の提供は実施されているのかお教えてください。	おやつ代は、毎月5日に現金で公設公営の各クラブにおいて集金しています。長期休暇中の昼食提供は、公設公営クラブにおいて過去に試行事業として実施したことはありませんが、恒常的には実施していません。
3	要求水準書	6頁	パソコンとプリンターに関して使用しても良いとありますが、パソコンのスペックとして動画再生等に活用可能かお教えてください。また、プリンターはFAX機能があり、A3印刷可能かお教えてください。その機能が充足していない場合は受託者が購入という解釈でよろしいでしょうか。	第2ブロック及び第5ブロックのクラブにおいて、令和9年度以降も継続して使用できる本市調達のパソコンはございません。また、プリンターにつきましても、現時点において設置しておらず、今後の購入予定もございません。そのため、業務遂行に必要な機能（動画再生が可能なスペックのパソコン、FAX機能やA3印刷が可能なプリンター等）を備えた機器の用意につきましては、市からの提供・貸出はございませんので、お見込みのとおり受託者においてすべてご用意（購入等）いただくことになります。
4	募集要項	6頁	提出の際、表紙、目次等及びフラットファイル等は不要とするが、散逸しないように綴じること。とありますが、フラットファイルに綴じて提出してもよろしいでしょうか？	問題ありません。
5	募集要項	8頁	提案書及び提案内容要約シートの内容を基に、プレゼンテーション用資料（スライド等）を別途作成し、当日のプレゼンテーションで使用することは可能でしょうか。	プレゼンテーションにおいて、単に提案書又は提案内容要約シートを拡大した資料を用いることは可能ですが、提案書又は提案内容要約シート（以下「提案資料」といいます。）とは別に作成した資料を用いることはできません。プレゼンテーション用の資料を作成したいということであれば、その資料・内容も提案書に含めるようにしてください。
6	募集要項	13頁	契約保証金の免除条件として、過去の契約実績による免除は適用されますか？適用される場合の諸条件をお示しお願いします。	姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定をご参照ください。 なお、本件公募と同種の契約を本市が締結したのは、現時点で令和7年度の1回のみであることから、同条第1項第2号が適用されることはないと考えております。
7	要求水準書	1頁	2ブロックと、5ブロックで契約期間に差がある理由をご教示お願い致します。	今後の契約更新を円滑に進めるため、段階的に契約期間の平準化を図る目的から、第2ブロックと第5ブロックで契約期間に差異を設けております。
8	要求水準書	2頁	運営体制及び提案価格積算の参考としたいため、公募対象となる各ブロック・クラブについて、令和7年度の平日・土曜日・長期休業期間等の開所日数及び休所日数の実績をご教示ください。また、7:00～8:00、18:00以降及び土曜日など利用児童数が少ない時間帯において、児童を1教室に集約し1支援として運営することが可能か、併せて現状の当該時間帯における職員配置人数をご教示ください。	令和7年度の平日・土曜日・長期休暇等の開所日数及び休所日数については別紙1のとおりです。 また、通常2支援以上で運営しているクラブで、利用する児童数が少ない時間帯に1教室1支援にまとめるといったことは可能です。職員の配置人数については、他の時間帯と同様に、2名（うち1名は支援員資格のある者）を配置しています。各クラブの配置状況（シフト）については別紙3をご覧ください。
9	要求水準書	2頁	1年間の開所日数が250日を確保できる場合、利用者のいない土曜日は休所してよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、休所として差し支えありません。
10	要求水準書	3頁	警報や災害等、開所日数が250日に満たないクラブが一部出た場合は指定管理料が減額となるのでしょうか？どのような対応になるかご教示お願いします。	自然災害等のやむを得ない事由により開所日数が250日に満たない場合は、協議の上で個別に判断します。一方、自然災害等の事由がなく、単に利用予定の児童（出席児童）がいない日であっても、各クラブの年間開所日数が250日以上となるよう開所してください。なお、本件公募は、指定管理者制度によるものではありません。
11	要求水準書	6頁	本公募の対象となるブロック・クラブにおいて、現在受け入れている特別な支援を要する児童および医療的ケア児の状況についてご教示ください。可能な範囲で結構ですので、対象となるブロック名・クラブ名、児童数、医療的ケア児については実施している医療的ケアの内容・概要をご教示ください。また、特別な支援を要する児童への加配職員及び医療的ケア児への対応に係る費用は別途随意契約とのことですが、市が想定する単価や、これまでの契約実績等がございましたら併せてご教示ください。	特別な支援を要する児童及び医療的ケア児の受入れ状況については、別紙2のとおりです。 加配職員については、市職員の時給単価を用いることを想定しています。医療的ケアについては、令和8年度において、市内訪問看護事業所との契約実績があります。（1施設、1名利用、1回当たり4,810円（消費税及び地方消費税相当額を含む。））
12	要求水準書（第2ブロック）	7頁	第2ブロックのスクールバス添乗業務についてご教示ください。別途契約を締結する場合の添乗員の配置基準（バス1台当たりの配置人数等）、1日当たりの想定拘束時間、委託料（人件費単価等）の積算根拠、並びに当該委託料が要求水準書13ページに記載の「年度ごとの人件費4%の上昇見込み」の対象に含まれるかについてご教示ください。	バスを利用される方がいるか、それが何人か、バスの送迎経路、送迎時間の目安といった仕様が現時点で固まっておらず、お示しできません。また、当該委託料については、年度ごとに人件費等の上昇を考慮することになると想定しています。

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
13	要求水準書	21頁	各ブロックごとに、現在任用されている姫路市放課後児童健全育成アドバイザーの ①週の勤務日数 ②勤務時間 ③給与額 ④手当額 ⑤期末勤勉手当額 について、平均値をご教示ください。（R 7年度実績）	①週あたり4日勤務、②1日7時間30分勤務、③月額195,042円（地域手当相当額を含む。）、④通勤に要する費用弁償月額14,122円、時間外勤務手当相当額月額19,688円、⑤期末勤勉手当年額907,344円となります。
14	要求水準書	10頁（第2ブロック） 9頁（第5ブロック）	姫路市放課後児童健全育成アドバイザーについてご教示ください。現在の業務内容（巡回業務の有無、現場の支援員・補助員として勤務することの有無等）に加え、受託者が業務内容等を説明したうえで、当該アドバイザーが受託者への転籍を希望した場合、業務責任者等として雇用することは可能でしょうか。	市における配置計画との調整が必要になる場合がありますが、当該職員が希望し、かつ受託者と当該職員双方の条件が合意に至る場合は雇用いただくことが可能です。
15	要求水準書	別表第1	職員配置計画の参考としたいため、別表第1の配置人数についてご教示ください。配置人数は雇用人数を示すものか、また加配職員を含む人数かをご教示いただくとともに、加配職員を配置している場合は、各ブロック・クラブごとの加配職員数及び現状の1日当たりの職員配置人数（加配職員を含む内訳）が分かる資料等をご提供いただけますでしょうか。	別表第1の配置人数は雇用者数です。また、この人数には加配職員が含まれています。現状の1日当たりの職員配置人数（加配職員を含む内訳）は別紙3のとおりです。
16	要求水準書	21頁	公募対象となる各ブロック、クラブを担当されているアドバイザー及び放課後児童クラブ施設長の職務給及び号給をご教示ください。	個人が特定されるおそれがあるため、市職員全体の状況をお示しすると次のとおりです。 ・2級14号給 1名、同17号給 1名、同20号給 1名、同23号給 11名
17	要求水準書	12頁	提案価格の積算の参考としたいため、支援員等の処遇改善（月9,000円相当）の取扱いについてご教示ください。本業務の委託料に処遇改善費用が含まれているか、また、支援員・補助員への支給方法（月額支給又は時給への加算等）及びアドバイザー・施設長への支給方法について、現在の運用をご教示ください。	本業務の委託料には処遇改善費用（月9,000円相当）を含んでいます。また、現在の支給方法としては、アドバイザー、施設長、支援員等いずれも号給の引上げに活用して支給しています。なお、支援員・補助員への支給単位は時給によっています。
18	要求水準書	12頁（第2ブロック） 11頁（第5ブロック）	仕様書に記載のある「直営時と同等以上の処遇」という条件は、現職の市職員以外の者（一般から公募等により新規採用する従業員）には適用されず、法令遵守の上、受託者の規定に沿って雇用条件を設定してよいという理解でよろしいでしょうか。	「直営時と同等以上の処遇」については、本市の職員であった者が受託者に転籍する場合に適用されます。それ以外の職員については、令和8年度の本市の支援員等の給与水準以上かつ兵庫県における地域別最低賃金を下回らない金額とするなど、要求水準書第11項第2号に記載のある内容を遵守する必要があります。
19	要求水準書	12頁（第2ブロック） 11頁（第5ブロック）	貴市職員を継続雇用する場合の年次有給休暇の取扱いについてご教示ください。令和9年4月時点における年次有給休暇の引継ぎ（繰越し）の可否及び、年次有給休暇の付与時期・付与日数について、市での勤務年数を考慮した付与が必要となるかをご教示ください。	年次有給休暇の引継ぎ（繰越し）は希望しますが、必須ではありません。ただし、継続雇用者に係る年次有給休暇の付与時期及び付与日数については、本市の基準と同様の対応（雇用開始日に付与、市での勤務年数を考慮した日数付与）を求めます。
20	要求水準書	13頁	委託料の積算にあたっては、年度ごとに、人件費については4％、物品費については3％の上昇を見込むものとする。なお、これらの上昇率を超える増加が発生した場合は、受託者と本市で協議の上とありますが、初年度のみではなく、次年度以降も対応頂けるのでしょうか？	要求水準書の記載のとおり、想定を超える人件費の上昇があった場合は協議ができるものと考えております。
21	要求水準書	別表第1	公募対象となる各ブロック、各クラブの、今年度の4月、5月、8月（長期休業期間）から代表となる1日のシフト（職員配置）をご教示ください。 今年度8月分がまだ無い場合は、8月はR 7年度ぶんをご教示ください。（配置人数に加配が含まれているかもお示し下さい）	代表となる1日のシフト（職員配置）は別紙3のとおりです。また、配置人数に加配職員を含んでいます。
22	要求水準書	別表第1	各ブロック、別表第1、職員配置数に記載の支援員1～3号、補助員の職務給および号給の内訳をご教示ください。（号給ごとの職務級、人数）	内訳は次のとおりです。 ●第2ブロック 【支援員】 ・1号支援員：2級10号給（1名）、同13号給（8名） ・2号支援員：2級4号給（5名）、同6号給（2名）、同7号給（1名）、同10号給（1名）、同13号給（26名） ・3号支援員：2級4号給のみ（29名） ●第5ブロック 【支援員】 ・1号支援員：2級13号給（10名） ・2号支援員：2級4号給（4名）、同7号給（1名）、同13号給（21名） ・3号支援員：2級4号給のみ（32名） ●第2及び第5ブロック 【補助員】 補助員には昇給等がないため、1級7号給（早朝勤務の場合のみ、1級16号給）となります。

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
23	要求水準書	21頁	提案価格の積算の参考としたいため、公募対象となる各ブロックにおける放課後児童クラブ施設長及び姫路市放課後児童健全育成アドバイザーの処遇実績についてご教示ください。令和7年度実績として、①過当たりの勤務日数、②勤務時間、③給与額、④手当額、⑤期末・勤勉手当額の平均値、併せて職務給及び号給をご教示ください。	アドバイザーの実績の平均値は回答13をご覧ください。 施設長の実績の平均値は以下のとおりです。 ①過当たり5日勤務、②1日6時間勤務、③月額192,005円（地域手当相当額を含む。）、④通勤に要する費用弁償月額8,648円・時間外勤務手当相当額月額10,179円、⑤期末勤勉手当年額865,500円。 職務給及び号給については、回答16のとおりです。
24	要求水準書	22頁	公募対象各ブロックにおける、超過勤務手当（残業）の支給総額をご教示ください。（R7年度実績）	勤務時間が1日につき7時間45分を超えるもの（割増率25%）に係る在職職員の時間外勤務手当に相当する報酬の総額は第2ブロックで年額724,195円、第5ブロックで年額116,313円となります。なお、所定時間内の勤務に係る割り増しなしの手当金額については報酬に含んで算出するため、把握していません。
25	要求水準書	23頁	貴市職員の継続雇用をするにあたり、現在は任用期間が6ヶ月未満で期末勤勉手当を支給されていない職員も在籍されているかと思います。その職員を次年度に継続雇用する場合、市で継続雇用していたと仮定し、期末勤勉手当は支給は必須でしょうか。	必須と考えています。
26	要求水準書	27頁	提案価格の積算の参考としたいため、貴市職員を継続雇用する場合の年次休暇及び特別休暇の取扱いについてご教示ください。市と同水準の休暇付与は必須か努力義務か、また各ブロックで想定される年次休暇の付与日数について併せてご教示ください。	年次休暇については、回答19のとおりです。また、特別休暇の付与に関しましては、努力義務であると認識しております。想定される年次休暇の付与日数につきましては、令和8年度当初の年次休暇付与日数の実績をお示ししますので、ご参考にしてください。 ・第2ブロック（平均） 付与10.8日・前年度からの繰越し3.2日・合計14.0日 ・第5ブロック（平均） 付与10.7日・前年度からの繰越し6.3日・合計17.0日
27	要求水準書	別表第5	提案価格の積算の参考としたいため、公募対象となる各ブロック・クラブにおける令和7年度の経費実績についてご教示ください。可能な範囲で結構ですので、①燃料費（暖房用灯油等）の発生状況および実績、②修繕費、③旅費交通費の支給実績、④各小学校で回収できないゴミの処理費用の発生状況、処分が必要なゴミの種別及び処分実績費用について、ブロック・クラブごとの実績をご教示ください。	①公募対象クラブにおいて、現在のところ該当はありません。 ②第2ブロックが967,967円、第5ブロックが444,323円です。 ③支援員、補助員等の通勤手当に相当する実費弁償額は、第2ブロックが2,841,560円、第5ブロックが2,074,780円。研修等の旅費総額は1,456,060円です。 ④第2ブロック及び第5ブロックにおける草刈りゴミの処分費用は74,800円、蛍光灯の廃棄費用は22,300円となります。 なお、これら4つの費用につきましては、各クラブごとの個別集計は行っておりません。
28	要求水準書	別表第5	公募対象となる各ブロック、各クラブの職員における駐車場使用料を令和7年度実績でご教示ください。	令和7年度における学校敷地等の駐車場使用許可状況は次のとおりです。 第2ブロック 53人・年間使用料合計額205,000円 第5ブロック 65人・年間使用料合計額319,200円 なお、使用料は各職員の自己負担です。
29	要求水準書	5頁	入退室管理アプリ等のICTツールを用いてとのことですが、現在の導入状況についてご教示いただけますでしょうか。既存システムの運用となるのか、あるいは新規導入が必要となるのか。	回答1のとおりです。
30	要求水準書	別表第1	支援単位数や在籍人数、職員配置数は確認いたしました。このほかに障がい児加配を担当されている職員の配置はありますか。また、配置されている場合、その人数は記載されている表の人数に含まれているかご教示ください。	加配職員の配置数については、別紙2のとおりです。なお、要求水準書にある別表第1の職員配置数には加配職員も含んでおります。
31	要求水準書	10頁	令和8年4月時点で雇用されている11人の施設長の役割に関して質問いたします。人手不足により開所が困難な場合、開所条件を満たすために、放課後児童支援員、補助員、または障がい児加配枠のいずれかの役割として、施設長が兼務（勤務）することは可能でしょうか	施設長が支援員等を兼務することは可能です。直営クラブにおいては、職員が確保できない等やむを得ない場合にのみ施設長が支援員等の代わりとして勤務することを認めています。なお、施設長が支援員として勤務する場合においても、支援ごとに支援員の資格を有する者が従事する必要があります。
32	要求水準書	21頁	各クラブに配置されている支援員について、引継ぎ計画に資する情報提供を受けることは可能でしょうか。可能な場合、その時期や方法についてご教示ください。	契約締結後であれば、引継ぎやその計画を立案するために、現時点において第2・第5ブロックのクラブで勤務する職員から聞き取りをすることは可能です。 クラブ職員から直接聞き取りを行う際は、クラブ運営に支障がなければ自由に日程調整や連絡を取っていただいて構いません。 本市での給与水準等一般的な内容であれば、最新のものができ次第ご案内できます。本市で募った転籍希望者についての情報（対象者、その者の基本給や年次有給休暇の日数等）の提供は2月以降になる見込みです。

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
33	要求水準書（第2ブロック）	7頁	谷内・谷外の統合に関する詳細なスケジュールが決定しているようでしたら、ご教示ください。	統合までのスケジュールにつきましては、現在も学校地域協議会において協議を重ねている段階であり、現時点で正式に決定している情報は姫路市公式ウェブサイト（以下「市サイト」といいます。）に掲載している内容のみとなります。今後、協議が進み決定した内容から順次市サイトにて公開していく予定です。現時点で公開可能な最新のスケジュールや進捗状況につきましては、下記ウェブページに掲載している資料をご参照ください。 【姫路市立小中学校適正規模・適正配置（谷内・谷外小学校区）】 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000031706.html
34	募集要項	11頁	80点の括りが（2）の一部に掛かっているように見受けられます。提案書作成の参考とするため、評価項目5の各小項目に対する評価区分と配点の考え方について、ご教示ください。	評価項目5テーマ②「支援員等の確保」において、記載に誤りがありました。正しくは「(1)支援員等確保の工夫」に80点、「(2)安定・継続した雇用のための工夫」に80点という点数配分になります。テーマ②全体の合計点である160点に変更はございませんが、それぞれの小項目に対して80点ずつが均等に配点されます。
35	要求水準書	6頁	第2ブロック及び第5ブロックにおける、令和8年度時点の特別な支援を要する児童数、加配者配置数、医療的ケア児の有無について、クラブ別にご教示ください。また、令和9年度に向けて大きな増減が見込まれているクラブがあれば、可能な範囲でご教示ください。	クラブ別での令和8年度時点の特別な支援を要する児童数、加配者配置数、医療的ケア児の有無については、別紙2のとおりです。なお、令和9年度における大きな増減の見込みについては、現時点において把握しておりません。
36	要求水準書	9頁	第2ブロック及び第5ブロックにおける、平日、土曜日、長期休業期間の代表的な1日の職員配置状況について、クラブ別にご教示ください。また、早朝時間帯、18時以降、土曜日等の利用児童が少ない時間帯における現在の運営体制もあわせてご教示ください。	代表的な1日のシフト（職員配置状況）については、別紙3のとおりです。
37	要求水準書	別表第1及び別表第3	第1の職員配置数と、21ページ別表第3の職員の任用状況について、第2ブロックでは補助員数が43名と42名で一致しておりません。また、第5ブロックにおいても支援員2号及び補助員数に差異が見受けられます。4/1時点と5/1時点の違いでしょうか、提案見積の根拠とするため、各ブロックにおける直近時点の職種別人数をご教示ください。	職員数の別表第1と別表第3の差異についてはお見込みのとおりです。各ブロックにおける直近（令和8年6月1日時点）の職種別人数については、別紙4のとおりです。
38	要求水準書	21頁	別表第3には、アドバイザー及び施設長の処遇が記載されていますが、これらの職員についても、受託者が継続雇用の対象として説明・面談を行う対象に含まれるのでしょうか。それとも、業務責任者及び施設管理者に相当する人材は、原則として受託者側で確保する想定でしょうか。	アドバイザー及び施設長が受託者への転籍を希望した場合、業務責任者等として雇用を前提とした説明・面談の対象に含まれると考えています。
39	要求水準書	2頁	各放課後児童クラブの現在の登録児童数、平均利用人数及び最大利用人数をご教示ください。	別紙5のとおりです。
40	要求水準書	2頁	各クラブの現在の支援単位数及び各支援単位ごとの児童数をご教示ください。	別紙6のとおりです。
41	要求水準書	1頁	各クラブの加配対象児童数、医療ケア児童数及び現在配置されている加配職員数をご教示ください。	別紙2のとおりです。
42	業務概要	39頁	現在提供しているおやつの内容、年間予算及び提供方法をご教示ください。	スナック菓子やチョコレート、おかき等を提供していますが、おやつの内容は、各クラブの自主的な運営に委ねているため、詳細を把握しておりません。また、おやつ購入についても、配達事業者を利用する又は小売問屋・一般店舗現地で直接購入する等クラブごとに異なります。おやつ年間予算は、保護者から集めた金銭（児童一人当たり月1,000円）を元手にしていることから、生活保護を理由におやつ代を減免した児童分を除き、市の予算に計上しておりません。
43	要求水準書（第2ブロック）	7頁	谷内・谷外小学校の統合に伴うバス添乗業務について、別途契約の可能性があるとのことですが、積算の参考とするため、現時点で想定されている添乗時間や回数、単価設定の目安はありますか？	回答12のとおりです。
44	業務概要	43頁	現在利用しているICTシステム及びその利用料負担区分をご教示ください。	回答1のとおりです。
45	要求水準書	別表第5	現在各クラブで使用している携帯電話、パソコン等の必要台数をご教示ください。	携帯電話については、予算上の制約があることから、現在は第2ブロックの13クラブに対して10台を、第5ブロックの9クラブに対しては8台を配備しております。一方で、パソコンについてはすべてのクラブに1台ずつ配置しており、これら携帯電話及びパソコンの配置期間はいずれも令和8年度末までを予定しております。また、携帯電話の必要台数については、各クラブに固定電話を配備していることから必須とはせず、受託者の任意とします。ただし、パソコンについては、各クラブへの連絡事項の伝達に用いるため、各クラブに1台以上の配備を必須とします。